五州が実施を近く

ドイツ

協約遵守を義務づけ 過半数の州が公共調達で

に受託業者に対して当該地域の (WSI)の調査で判明したも ·財団経済社会研究所 公共調達時

約遵守を義務づけるか、もしく 州のうち一○州で、 分かった。今秋行ったハンス・ は義務づける予定であることが 最低賃金をはじめとする労働協 の記事によると、ドイツ全一六

ので、この一○州のうち五州が (EIRO) の一一月二三日 欧州労使関係展望オンライン

> 予定している すでに実施、

主に最低賃金などの協約遵守 を義務づけ

るのは、 クレンブルク・フォアポンメル ダーザクセン、ザールランド 義務づけているのは、ベルリン、 なっている。公共調達を行う際 状況は州によって少しずつ異 義務づけ状況は表の通り。 五州で、 ブレーメン、ハンブルグ、ニー に受託業者に対して協約遵守を 公共調達における協約遵守の ラインラント・プファルツ、 テューリンゲン、ノル ブランデンブルグ、 実施を近く予定してい 実施

業である。労働者送り出 あるが、その中で規模が 0 金の適用を受けるすべて 施内容を策定中である ストに従って具体的な実 ライン・ヴェストファー もっとも大きいのは建設 法 月に社会民主党と緑の党 ファーレン州は、今年七 レンの五州である。 したばかりで、マニフェ による連立州政権が発足 ジ業種」 法は適用対象の労働者 表の「労働者送り出し 、ルトライン・ヴェスト (AEntG) の最低賃 は計八業種(1) なお

> なる。 0) 以上の賃金が保障されることに 労働者も協約の最低賃金かそれ ドイツの建設現場で働く外国人 国籍を問わないため、 例えば

Schulten) テン・シュルテン 社会研究所 ハンス・ベックラー 上級研究員によると W S I (Thorsten のトース 財団経済

時給を支払わなければならない。

ことである。

しかし、こうした公共調達制

金を支払う旨の意思表示を行う や産業で適用されている協約賃

た結果、

短期間に異なる司法判

に複数の事例で合憲性が問われ 度の規定実施に関して、数年

下回る額で協約を締結している 労働者に対して七・五○ユーロ 契約を締結する際に、事業者は 五. て規定している州では、それを 七・五〇ユーロ、 種であっても、 ○ユーロを一般最低賃金とし 当該の州と公 あるいは八・

業者が労働者に対して当該地域

約遵守宣言とは、

事業者や下請

あるいは八・五○ユーロ以上の

公共調達で協約道空を義務づけ(予定) ている州(2010年)

衣 公共調達で励制遵守で義務プリ(丁定) (いる州(2010年)		
W	労働者送り出し法(AEntG) で 協約が適用される全ての業種	一般最低賃金 (時給)
すでに実施		
ベルリン	0	7.50ユーロ
ブレーメン	0	7.50ユーロ
ハンブルグ	0	×
ニーダーザクセン	建設業のみ	×
ザールランド	0	×
近く実施予定		
ブランデンブルグ	0	7.50ユーロ
メクレンブルク・フォアポンメルン	× (別途公共交通セクター対象 の特別規定有)	×
ラインラント・プファルツ	0	8.50ユーロ
テューリンゲン	0	×
ノルトライン・ヴェストファーレン	未定	未定

注:労働者送り出し法(AEntG) は8業種ごと別個に協約が締結され、各業種で最低賃金は異なる。左欄はその適用業種 との協約遵守を義務づけているか否かを示している。右欄はそれとは別に、州で全産業を対象とした公共調達受託時 の最低賃金設定がある場合はその金額を明示し、設定がない場合は×とした。 資料出所:ハンス・ベックラー財団経済社会研究所(WSI)

裁判所が出した結果、その後計

○○八年四月三日)を欧州司法

の判決

(リュフェルト判決、二

令九六/七一(3)およびEC条

約第四九条(4)」に違反すると

事例(2)では、

「EC海外派遣指

て業者との委託契約を解除した た協約遵守規定に違反したとし ザクセン州が公共調達法で定め 期混乱が起き、中でもニーダー 断が出された。これにより一時

ているか、

実施をする予定であ

基準に従って公共調達を実施し

回の調査であげられた州は、上

計画の見送りなどが行われた。

こうした経緯を踏まえて、

一〇州で規定の実施とりやめや、

記二〇〇八年の判決で示された

背景に賃金ダンピングの懸念

業者への協約遵守の義務づけ 公共調達を実施する際の発注

の影響 二〇〇八年リュフェルト判決

ドイツでは以前からいくつ

Business Labor Trend 2011.1

受託者とする規定があった。協 約遵守宣言をした事業者のみを の州で、公共調達を行う際に協

場に参入が予想される外国人労 するかどうかが注目される。 守を求める州は今後多数派にな 働協約適用の安定化を進めて賃 労働組合、一部の使用者団体、 懸念が増している。そのため 働者の賃金ダンピングに対する うに国境を越えて国内の労働市 低賃金制度がないため、このよ では全産業に適用される法定最 が特別な許可なしにドイツを含 ることが判明しており、こうし 公共調達時に受託業者に協約遵 ている。今回の調査によると、 金ダンピングを阻止しようとし また一部の地方自治体では、労 なるという事情がある。ドイツ むEU諸国で働くことが可能に た動きがさらに他州などへ拡大 年五月から東欧諸国の労働者

復活してきた背景には、二〇一

たため、協約遵守義務違反で委託約賃金を下回る賃金で雇用してい 社)がポーランド人労働者を、

する指令で、高賃金国が低賃金国国境を越えたサービス提供の枠組のにおける労働者の海外派遣に関 3. EC海外派遣指令九六/七 の労働者を出身国の賃金水準で働 の防止を目的としている。 かせることによる賃金ダンピング

を妨げる可能性があり、EC条約 盟国におけるサービス提供の自由 経済負担を課すもので、派遣先加 る措置は、低賃金国を本拠地とす 局地的労働協約の遵守を義務づけ 共事業の委託発注について地域の 条を認めていることを前提に「公 指令九六/七一はEC条約第四九 否かが争点となったが、このEC EC指令九六/七一に違反するか も拘束力を付する公共調達法が フェルト裁判では、EU加盟国外 の自由移動」を定めた条文。リュ の制限に該当する」との判断を下 第四九条(サービスの自由移動) るサービス提供者に対し追加的な に本拠地がある下請業者について EC条約第四九条は「サービス

【参考資料】

1. 労働者送り出し法のもとで最低

執筆部分)労働政策研究・研修機の動向」(戎居皆和、第一章ドイツ T資料シリーズ№3 (二○○九年) 所判決の波紋広がる―」、JILP 論争、一段と加速-欧州司法裁判 情報二〇〇八年六月「最低賃金の 月二三日付ドイツ記事)、海外労働 年五月二九日付、二〇一〇年一一 Relations Observatory) (11〇〇六 Ⅱ - ドイツ・ベルギー・アメリカ 「欧米諸国における最低賃金制度 O (European Industrial

2. ニーダーザクセン州の公共調達

ニング業、⑧鉱山特殊業、の八業種。

者の継続訓練業、⑦業務用クリー 第二編および第三編に基づく失業 ⑤ゴミ収集・処理業、⑥社会法典 介護サービス業、④保安・警備業 清掃)業、②郵便サービス業、③ 設業·建設関連(電気·塗装·解体· 賃金が定められているのは、①建

達契約について、公共事業の受託 法では、一万ユーロ以上の公共調

(国際研究部

社に建設事業を委託したが、同社

入札でオブイェクト&バオレギー

業者を解約対象としていた。同州は、

言実施を義務づけており、違反事 者に対し書面によって協約遵守宣

下請けのポーランド企業(PKZ

統合へ―給付制度改革白低所得層向け給付制度の

の給付制度を統合する「ユニ は一一月一一日、 移行を完了させたいとしている。 ○一三年から適用を開始し、 すもの。新規申請者を対象に二 に不正受給や誤給の防止もめざ などで就労促進をはかり、さら 確に示すとともに、罰則の強化 受給よりも利益になることを明 の簡素化により、就労が給付の に関する白書を発表した。制度 バーサル・クレジット」の導入 七年までには既存の制度からの ダンカン・スミス雇用年金相 低所得層向け

定する。 無期限から一二カ月に限 労関連活動グループに対 雇用・生活補助手当の就 強化される予定だ。まず、 約や罰則もこれまでより して、支給期間を現在の 方、受給に関する制 求職者手当につ

どおり条件は設定されない。

政府は、ユニバーサル・クレ

手当の受給者については、従前 所得補助または雇用・生活補助 助手当の支援グループ、介護者 れている。なお、雇用・生活補 度に転換していくことが検討さ

一歳未満の子供を持つ一人親の

給者の受給額が減額されること ジットの導入によって既存の受 に移行する際の障壁となってき 現行の各種給付がそれぞれ異な 高いことなどが、受給者が就労 時間以上就労する場合には異な の障害の有無、住居や介護責任 既存の低所得層向け給付制度で の増加に対して給付の減額率が なること、また就労による収入 る給付制度への再申請が必要と る基準で支給されること、一定 で構成される。政府によれば、 の有無などを考慮する付加手当 である基礎手当と、子供や自身 する制度として導入される 児童税額控除、住宅給付を代替 得関連)(1)、就労税額控除 者手当、雇用·生活補助手当 ある所得補助、所得調査制求職 (2)。基本的な所得保障部分 ユニバーサル・クレジットは、

各種の支給額を決定、 応じた単一の基準の下で た。このため、所得額に 就労促進を目指している 証することで、受給者の るなど、一定の所得を保 るよう減額率を引き下げ 労が所得の増加につなが 用し、受給中の短時間就 労前後で同一の制度を適

ことができるが、これを貸付制

(hardship payment) を受ける

これが認められた場合には、減 障をきたすと申請者が申立て、 導入する。さらに、世帯毎の給 Activity—義務的就労活動)。 にわたるフルタイム就労を義務 にもかかわらず一二カ月を超え 額された求職者手当の支給 手当の支給停止により生活に支 止とする (表参照)。現在は、 の場合は、違反の重大さや回数 務付けられた活動を怠ったなど 目安とする)を上回らないよう 世帯の税引き後所得(中央値を 付額に上限を設定し、平均的な 額に応じた手当の減額を新たに 定額が支給されていたが、所得 はこれまで所得額にかかわらず に雇用・生活補助手当について た、拠出制の求職者手当ならび などで週三○時間まで、 て仕事に就くことができていな いては、必要な活動に参加 に応じて最大で三年間の支給停 にする。このほか、受給者に義 い受給者に、地域の非営利団体 け の (Mandatory Work 四週間 ま

並必のを供しるのきにけせる問則

条件の程度(適用範囲)	内容	違反した場合の罰則
低度の条件 (求職者手当受給者、雇用・生活補助手当 の就労関連活動グループ)	・受給者に義務付けられた面談への出席 ・求職者に対する指示の実行 ・雇用関連プログラムへの参加 ・就労のための面談への出席(雇用・生活補助手当) ・就労関連活動の実施(同上)	実施までと、実施後の定められた期間の支給停止(1度目の違反は1週間、2度目が2週間、3度目が4週間)。うち2度目までの違反については、ジョブセンタープラスのアドバイザーが正当な理由があると判断した場合は適用しないことが可能。
中度の条件 (求職者手当受給者)	・積極的な求職活動 ・常に就労可能であること	1度目は4週間、2度目は3カ月の支給停止
高度の条件 (同上)	・仕事への応募 ・斡旋された仕事を受けること ・12カ月以上の受給者に課せられた義務的就労への参加	1度目は3カ月、2度目は6カ月、3度目は3年の支給停止
就労のための面談のみが義務付けられた 受給者 (1歳以上~5歳未満の子供を持つ一人親)	・就労のための面談への出席	義務の履行まで、1度目は支給額の2割削減、2度目は4 割削減

参考: "Universal Credit: welfare that works" Department for Work and Pensions

移行作業を計画して 受給者の新制度への の期間で既存制度の 後二〇一四—一七年 象に適用され、その から新規申請者を対 制度は、二〇一三年 と強調している。新 減することができる に係る財政負担を軽 長期的には給付制度 業務効率化により、 報共有の推進などの 化による省庁間の情 止(3)、さらにIT 不正受給・誤給の防 給付依存からの脱却 コストは要するが、 できると予測。導入 状態から救うことが 五万人の児童を貧困 五〇万人の成人、三

している(本誌一 削減を目標として示 間の給付制度予算の 億ポンドにのぼる年 今後四年間で一八〇 れた歳出計画では、 お、一〇月に公表さ 方を示している。な かかるだろうとの見

な定着には一○年は 金相は、制度の完全 いる。ただし雇用年 いる。一方、保守系シンクタン ないとして、給付や税額控除 は賛同しつつも内容が十分では Affairs は、政府案の考え方に 「負の所得税」への代替や、 © Institute of Economic

けるとみられる。 に先立って広範な層が影響を受 額などが含まれ、新制度の導入 各種税額控除や給付の廃止・減 給付支給額の一割削減をはじめ 求職者手当受給者に対する住宅 設定(4)や、一二カ月を超える の中には、住宅給付の上限額の 月号の海外労働情報参照)。こ

受給額の増加により を通じた就労促進や と述べ、一連の施策 のないよう配慮する

野心的」と評価しつつ、義務的 Studiesは、政府案を「非常に を批判している。また、シンク けの雇用創出策を廃止した政府 として、前政権による失業者向 いことも懸念材料として挙げて 側と同様、十分な雇用機会がな の懸念もあるためだ。また組合 規従業員が代替されかねないと に近い内容であるべきだが、正 している。質的には通常の仕事 就労活動については態度を保留 タンクの Institute for Employment 進に結びつくことはあり得ない の削減を行ったところで就労促 では、条件の厳格化や住宅給付 UC)は、現在の雇用情勢の下 府案を支持している。これに対 業会議所は、基本的に今回の政 応はさまざまだ。経営者団体の して、イギリス労働組合会議(T イギリス産業連盟やイギリス商 政府案に対する労使などの反

4. 当初は二〇一一年四月からの導 の受給者については一二年一月ま 影響が懸念されたことから、既存 貸住宅に居住する受給者に対する 入が予定されていたが、民間の賃 で猶予期間が設けられることと

【参考資料】

Department for Work and Pensions Committee Institute for Social Security Advisory Employment Studies Institute of

やその他未解決の労働問題につ

いて検討できる協議機関の設立

る

3 を措置、年間七○億ポンドの税収 増を見込んでいる。 平行して脱税対策にも九億ポンド り締まりを目標としている。なお 請を調査するなど、現在より一万 特に不正の多い地域では全ての申 歳出を削減するとの方針を示した。 四年度までに年間一四億ポンドの 億二五〇〇万ポンドを投入し、一 督官の増員などに今後四年間で四 受給・誤給の対策として、政府は 手当の扱いについては未定。 人 (三五%) 多い不正受給者の取 一〇月、取締業務の民間委託や監 に分けられる

地域および民間主導の雇用創

沿って、政府代表と経済団体の あると指摘している。これに 困難としたうえで、民間部門お 代表者が集まり、若年失業問題 雇用創出は中央の施策だけでは よび地方政府との連携が重要で 「国家雇用戦略二〇二〇」は

どに加え、最低賃金制度の廃止 または大幅な減額を提案してい 流層向けの給付の大幅な削減な

拠出制と所得関連制 (所得調査制) 者に対する手当。求職者手当と同様 ると判断された「支援グループ」 ループ」と、より重度の問題があ いと判断された「就労関連活動グ 経て、問題がより軽度で就労に近 がある。健康状態に関する審査を 健康上の問題から就労が困難な

される。また、地方税給付と介護 年間五二億ポンドにのぼる不正 障害生活手当、児童給付は除外

毛作」の推進、⑤就業による貧 ③仕事と家庭を両立させる雇用 び企業における雇用創出、②公 困からの脱出への支援し の拡大、④高齢者への「生涯二 正で活力のある労働市場の構築 な五つの優先課題、①地域およ 進諸国と肩を並べるために必要 発表した。同戦略には韓国が先 で引き上げることを目指すとし た「国家雇用戦略二〇二〇」を ○年までに就業率を七○%にま ーが明

を達成 〇年までに就業率七〇% 〇二〇」を策定―二〇 国家雇用戦略

政府は一〇月一二日、二〇二

co.uk、Personnel Today 各ウェブ Economic Affairs' BBC' Guardian

(国際研究部

= 7

創出するのを促進するため、雇 される予定である。 雇用影響調査が今後徐々に拡大 国家プロジェクトを対象とした めている。このため、大規模な が雇用優先で実施されるよう求 込まれた。加えて、予算編成、 年発表し、表彰する計画も盛り げた上位一○○社のリストを毎 用創出において優れた成果を上 と民間企業がより多くの雇用を が決定された。また、地方政府 産業対策、公的調達など

公正で活力のある労働市場の

の改善が活動の中心になるとし 労働市場の二重構造化の原因と 関する規則、長時間労働慣行な なっているとの認識に立ち、こ 小企業(SME)の忌避傾向や どが、若年労働者に見られる中 同戦略は、下請企業の雇用慣 派遣労働および有期労働に

れるほか、建設業界における諸 果に基づき、間接雇用から直接 や造船業界を始めとする五つの 国人の違法雇用 金不払い、熟練労働力不足、外 問題、すなわち賃金カット、賃 雇用に変更するよう指導が行わ 企業の雇用慣行に関する調査結 業界の二九の企業における下請 している。 するための対応策を発表すると 具体的にはまず、自動車業界 -などに対処

また、来年以降、 実労働時間

> られている三二の職種は二○ の導入も盛り込まれた。 となる見込み。また、休暇の代 れていた週四〇時間労働が、二 改定が予定されている。従来 なる「労働時間貯蓄口座制度 夜間勤務を行なうことが可能と 替えとなる超過勤務、 を削減するための労働基準法の ○人未満の企業についても適用 ○○○人以上の事業所に適用さ さらに、現在派遣労働が認め 一一年の七月から従業員数三 休日勤務

ている。 ついても見直されることとなっ 年前半に変更される予定であ 有期雇用契約の期間制限に

仕事と家庭の両立への支援

る 暇取得などの規定が盛り込まれ のための勤務時間短縮や部分休 半に公布される予定となってい 従事者のための法律」が来年前 押しする「パートタイム労働者 が盛り込まれた。この施策を後 庭の両立を支援する一連の施策 的雇用拡大を念頭に、仕事と家 なっていることから、パートタ に対する需要拡大およびこれら ける雇用の不安定さが課題と イム労働に従事する女性の継続 女性のパートタイム労働にお 同法には、 育児および介護

とともに、支出増に対して資金 資格の対象となる子供の年齢の - 限(六歳)が引き上げられる また、両親の子育て休暇取得

> 拡大されることになるとしてい においてもパートタイム勤務が おいて、特別なプロジェクトが 不足に悩んでいる業界や職種に 検討されている。とくに労働力 を提供する施策を講じることも 実施される。加えて、公共部門

の負担などの支援が提供される ための訓練や教育を受ける費用 師には、雇用あるいは再雇用の 万ウォンの補助金が支給される 護師一人につき一カ月最高四〇 を雇用する者には、一年間、看 護師の支援を目指す。無期限の めの雇用創出プロジェクト」は 見込み。一方、職を失った看護 雇用契約でパートタイム看護師 その一環。推定九万人以上の看 例えば「失業中の看護師のた

者(ベビーブーム世代)支援 「生涯二毛作」を通じた高齢

ている。 作」と称する支援を行なうとし 雇用を拡大するため、「生涯二毛 の人々(ベビーブーム世代)の 急速に増加している五五歳以上 経済活動人口に占める割合が

時間の長さを調節することなし れている。一方、 その所得減少分に対して補助金 予定で、これに伴い高齢労働者 賃金ピーク制度」が導入される を支給する制度の導入が検討さ が短時間勤務に移行した場合に 来年には「労働時間に基づく 政府は、 . 労働

> に、単に減少した賃金を補填す ることを決定した。 ク制度に基づく補助金を廃止す るに過ぎない遅延退職賃金ピー

職業転換への補助金の資格要件 年)に変更することも検討され 高 者の職業流動性を高める目的で が緩和される見込みだ。なお、 (高齢者) から jang-nyeon (中 さらに、退職年齢に近い高齢 齢者の呼称を go-ryeong-ja

会的セーフティーネットの構 労働インセンティブを持つ社

で総合的な計画を策定す から抜け出すのを支援する目的 生活するのではなく、貧困の罠 活保護)受給者が福祉に頼って 同戦略は、基本生活手当

华

個々の貧困撲滅計画を作 もに、調査結果に基づき 府は今後全手当受給者の うち、職に付くことが求 るとしている。昨年、就 いくとしている。 るなどの施策を展開して を持つ者を切りだすとと 調査を実施し、就労能力 過ぎなかったという。政 000人(0・七%)に められた人々はわずかこ 労能力があると見られる ムに参加するよう指導す 一八万人の手当受給者の 政府は、 雇用支援プログラ

する初めての包括的な計画であ ジェワン雇用・労働相は、「戦略 でに就業率を六二・九%(二〇 り今後一○年間で年平均二四万 る」としている。さらに、使用 協力して懸案事項の解決にあた 関しては、「関係する省庁が一致 済団体との協力が必要な問題 していく」と述べた。また、経 視し、一年毎に行動計画を見直 この戦略の成果を三カ月毎に監 めて重要な意味を持つ。政府は り、今後の経済発展において極 は国家レベルで雇用問題に対処 を目指す。同戦略についてパク・ の七〇%にまで引き上げること 者と労働組合の見解が大きく異 ○九年末現在)から先進国水準 (例えば若年雇用問題など)に |雇用を創出し、二〇二〇年ま



を行って共通認識を醸成してい 済・社会開発委員会で三者協議 なる法律問題に関しては、「経 く」とも述べた。

【参考資料】

Labor Today, No730, 2010.10.14

国際研究部

NMBはパソコン

アメリカ①

となってあらわれてきた。 成に関する規則変更の影響が形 困難さを増している。その一方 党が議席を大きく数を減らした する抜本的な制度改革の達成は ことにより、組合結成を容易に 一一月二日の中間選挙で民主 七月一日に行われた組合結

票した数だけで判定されること である。これにより、実際に投 有効数から除外するというもの に組み入れられていた棄権票を この変更は、これまで反対票

続いている。 日の規則変更後に選挙の申請が Board; NMB) には、 停委員会(National Mediation 団的紛争解決を取り扱う全国調 鉄道・航空運輸業における集 七月一

組織する産業別労働組合チーム スターが、アトランティック・ 一日、トラック労働者を中心に 最初の選挙となった一〇月一

> 僅差で組合側が敗れた。 の客室乗務員の組織化選挙では Attendants) によるデルタ航空 Association of Flight 信 労 組(The Communications クの組織化選挙に勝利した。 サウスイースト航空のメカニッ に属する客室乗務員連合(The Workers of America; C W A) 一一月三日に行われた全米通

の乗務員の組織化選挙では大差 で組合側が勝利した。 ント航空(Piedmont Airlines) 同じく客室乗務員連合ピードモ 続く一一月四日に行われた、

更がもたらした変化 組合結成に関する規則変

則変更がもたらした影響を考え となった。しかし、どちらも規 空の選挙はそれぞれ異なる結果 る良い材料となると思われる。 デルタ航空とピードモント航 デルタ航空は二○○八年に

側が敗北した。 り、一六五票という僅差で組合 とから注目を集めていた。結果 なる従業員が二万人にのぼるこ 挙が行われたのである。対象と 含めて合併後に改めて組織化選 なかったデルタ航空の乗務員を 客室乗務員はCWAに組織化さ は賛成四九%、 れていたため、組織化されてい もともとノースウェスト航空の ノースウェスト航空と合併した 反対五一%とな

張は大きく二つある。 NMBに提訴した。CWAの主 三日にCWAは使用者側が反組 合的な選挙妨害を行ったとして この結果を受けて、一一月二 一つは投

投票結果の追跡が可 していた。そのため ことを従業員に強制 ソコンから投票する 用者側が指定するパ デルタ航空では、使 導している。しかし を確保するように指 もしくは電話を通じ た投票により秘密性

かってきたことや、反対票を投 が行われることになる。 選挙妨害が認められれば再選挙 Bはこれを受けて審査に入るが 映をしたことなどである。 NM じる方法を解説したDVDの上 じることを求める電話が家にか 上司から組合結成に反対票を投 もう一つ、対象となる従業員に というが組合側の主張である。 能となって秘密性が阻害された

側が勝利した。有効投票数でみ が敗北した。今回は賛成票がそ まった。にもかかわらず、組合 の数字を下回り、四一%にとど 数の四八%にとどまり、組合側 挙は二○○八年にも行われた。 この時は賛成票が対象従業員総 合側の勝利となったが、この選 ピードモント航空の選挙は組

票の秘密性が確保さ したというものであ うに使用者側が誘導 組織化に反対するよ もう一つは従業員が れていなかったこと

ことが大きく影響した。 である。棄権票が無効となった れば六五%の賛成となったから

利に働いていると言えるだろう。 勝敗の差こそあれ、組合側に有 規則変更後の三つの選挙では

CWA Wins Vote by Piedmont Reversing 2008 Loss, Daily Labor Workers Under New NMB Rule, Report, Nov.4, 2010

AFA-CWA Files NMB Charges Report, Nov.26, 2010 Against Delta In Flight Attendant

アメリカ②

る労働者数が対前年比で 人材派遣会社に雇用され

なったと発表した。 数が前年比で二四・九%増に 社に雇用された労働者の延べ人 九月までの一年間に人材派遣会 American Staffing Association; ASA) は一一月二三日、今年 アメリカ人材派遣協会(The

め、労働者数は一日あたりの延 べ人数で表される。 れる。派遣期間がまちまちなた 顧客に派遣されるものと定義さ 特別なプロジェクト要員として 季節労働者、欠勤者の穴埋め、 社に雇用され、未熟練労働者、 これらの労働者は人材派遣会

ある。とくに一〇年第2四半期 五一万人増加して二五五万五〇 だったが、一〇年第3四半期に 日当たり二〇四万五〇〇〇人 九〇年代の年間伸び率に匹敵し から第3四半期の伸び率は一九 六八万九○○○人に次ぐもので 過去最高を記録した〇八年の二 たとする。 ○○人となった。この数字は、 二〇〇九年第3四半期には

をほとんど与えられておらず、 指向に合致したものと指摘する くが人材派遣会社から訓練機会 よって生産性向上を求める企業 一方で、このような労働者の多 ASA会長は雇用の柔軟化に 満額支給年齢が二〇二三年まで

に段階的に六七歳へ引き上げら

ているとの批判もある。 スキルレベルが低いままになっ

【参考資料】

Osterman, Paul, (2008) Improving the quality of low-wage work: The current Amerivan experience, International Labor Review,

Stadding Agency Employment Rose Nov.22, 2010 ASA Says, Daily Labor Report Nearly 25 Percent Over Year,

(国際研究部 山崎

憲

公的年金制度改革法が施

法律は一一日より施行された。 員から違憲の申し立てが出され 法案については、一部社会党議 おむね合憲とする決定を下した。 案は憲法院に送られ違憲審査を 公的年金制度改革法案が、一〇 歳の年金支給開始年齢が二〇一 ていたが憲法院はこれを却下、 行う最終手続きに入ったが、一 月二七日、国民議会(下院)に ス全土を抗議行動で混乱させた き上げられ、現行六五歳の年金 八年までに段階的に六二歳へ引 て最終可決され成立した。同法 一月九日、憲法院は同法案をお およそ二カ月にわたりフラン 同法の施行により、現行六〇

> 残す形となった。 との指摘もあり、 年にも均衡状態となる見通しだ これにより年金財政は二〇一八 必要な財源を確保したい考えだ 年金財政の悪化に歯止めをかけ 当する。政府はこの改革により 強化するなどして年金財源に充 れる。このほか、高額所得者や が、その後はまた赤字に転じる ストックオプションへの課税を 今後に課題も

【参考資料

海外委託調査員、Les Echos 紙

国際研究部

国際労働運動

製造関係の三つの国際産 (GUF)が組織統合

いる。 統合し、新しい製造業関係のG ルギー鉱山一般労連 (ICEM 組合組織(GUF)のうち、 UF結成に向けた準備が進んで 皮革労組同盟(ITGLWF、 二五〇〇万人)、国際化学エネ 際金属労働組合連盟(IMF、 一〇〇〇万人)、国際繊維被服 ○○○万人) の三組織が組織 現在一○ある国際産業別労働 国

企業が従来の枠を超えた事業展 併・買収やグローバル化が進み 系企業労組を中心に、企業の合 三つのGUFに加盟する欧米

> ンバーによるタスクフォース 五~六月が予定されている。 成は、いまのところ二〇一二年 おり、三組織解散と新組織の結 (作業委員会) で検討を進めて 現在、三つのGUFの代表メ

きな抵抗力になると期待してい

化されることで、製造部門にお

バルレベルの活動と影響力が強 織となり、組合サイドはグロー る。統合すると五五○○万の組 がっていることなどが背景にあ

ける大手多国籍企業に対して大

れてきた経緯がある。 統合の検討は欧州主導で進めら じビル内に移転しているなど、 ネーブに本部を置くIMFと同 EMの本部がベルギーからジュ 立ち上げている。さらに、IC 欧では関係産別が統合しNor きていることがある。すでに北 についての抵抗感がなくなって とも相互連携が進み、組織統合 の背景には、欧州では三GUF 討が急浮上してきたもうひとつ 製造関係国際産別の統合の検 Inという、新組織を

地域事務所を持たず、事実上、 も地域に役割分担するなど、 員も地域ごとに選出、機関会議 務所を有して執行委員などの役 いるのに対し、IMFは地域事 中央集権的な運営体制を敷いて 題も残されている。ICEMが しかし、統合に当たっては課

> 織運営の形態に相違がある。さ も大きい。 を一とするとITGLWFが一 らに、会費についても、IMF など、組織間での会費水準の差 倍、ICEMが二・五倍になる こうした組織運営のあり方や

セン同盟の本部内にある。日本 WARO) の事務所もUIゼン る。 I T G L W F の 現 会 長 に は 化労研、全国ガスが加盟してい 盟、電力総連、JEC連合、 ルに次ぐ規模を有する。ICE 構成組織で、ドイツ・IGメタ アジアを束ねる地域組織(TO ○九年から島田尚信ⅡⅠゼンセ エネルギー鉱山労協、約五〇万 MにはICEM - JAF (化学 連、JAM、 自動車総連、電機連合、基幹労 JC、二〇〇万人)に加盟する 人)に参加するUIゼンセン同 同盟副会長が就任しており、 日本では、金属労協(IM ゴム連合、紙パ連合、 全電線がIMFの 化

複数のGUFへの加盟につな 開により、加盟産別によっては

描いている。 組織結成というスケジュールを 経て、二〇一二年五~六月の新 議が予定されている。その後、 年五月には、三GUFの合同会 組織や財政運営のあり方につい フォースなどで、統合に向けた の、組織統合は既定路線といえ 散と新組織のへ統合の決定)を 各組織での機関決定(組織の解 た検討を進めており、二〇一一 る。各GUFとも現在、タスク 会費問題という懸案はあるもの

の場合、 編に即、つながることはないに いものとみられる。 運動へのインパクトは小さくな しても、統合が与える国内労働 GUFの統合が産別再

U F 働組合の国際産業別労働組合組 ン・フェデレーション) は、労 品関連産業労働組合連合会(I ターナショナル (UNI)、国 ユニオン・ネットワーク・イン 皮革労組同盟 (ITGLWF)、 労連 (ITF)、国際繊維被服 金属労連 (IMF)、国際運輸 ナリスト連盟 (IFJ)、国際 般労連(ICEM)、国際ジャー 国際化学・エネルギー・鉱山 インターナショナル (EI)、 林業労組連盟(BWI)、教育 織の総称で、現在、国際建設・ 際公務労連(PSI)、国際食 GUF (グローバル・ユニオ 0) 一〇組織がある。

調査・解析部